目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の３の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- 当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- 当ファンドの購入時／換金時の申込手数料は交付目論見書に記載の料率が上限となり、ファンドにより異なります。ファンド毎の申込手数料は当社ウェブサイトのファンド詳細画面または注文画面をご覧いただくか、コールセンターまでお問い合わせください。
- お客様にご負担いただく申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、申込内容、保有期間等に応じて異なります。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の６の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1．当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2．当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第１項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3．当社とお客様との利益が相反するおそれ

当社は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領することから、当社とお客様との利益が相反するおそれがあります。

なお、上記に加えて、個別の事由によりお客様との利益が相反するおそれがあるファンドにつきましては、補完書面別紙（目論見書に合本しています）にてご説明をしておりますので、必ずご確認ください。

4．その他

■一部の外国籍投資信託における当社ウェブサイトおよび各交付書面の口数表示について

当社ウェブサイトおよび各交付書面において、ファンド名称の前に以下の記号のつくファンドの口数は、お客様が本来保有する口数に一定の倍率を乗じた値で表示されます。

・ファンド名称の前に●がつくファンド
お客様が本来保有する口数の 100 倍の値を表示しています。
（例）実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、10,000 口と表示されます。

・ファンド名称の前に◆がつくファンド
お客様が本来保有する口数の 1,000 倍の値を表示しています。
（例）実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、100,000 口と表示されます。

■マネックス証券におけるファンド毎の手数料の上限

・購入時申込手数料　　最大 3.85%（税込）

インターネットを通じてお客様が取引する場合の購入時申込手数料は無料（ノーロード）です。

■購入時における申込手数料の計算例

購入時における申込手数料は、購入金額（購入口数×１口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

申込手数料率 3.3%（税込）のファンドをご購入される場合

（例 1）口数指定で購入する場合（円貨決済）
購入価額 10,000 円（1 万口あたり）で 100 万口ご購入いただく場合
申込手数料（税込）＝10,000 円×100 万口÷10,000 口×3.3%＝33,000 円となり、合計 1,033,000 円（税込）お支払いただくことになります。

（例 2）口数指定で購入する場合（外貨決済）
購入価額 10 米ドル（1 口あたり）で 1 万口ご購入いただく場合
申込手数料（税込）＝10 米ドル×1 万口÷1 口×3.3%＝3,300 米ドルとなり、
合計 103,300 米ドル（税込）お支払いただくことになります。

（例 3）金額指定で購入する場合（[ ]内は外貨決済を選択した場合の例）
100 万円[10 万米ドル]の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく 100 万円[10 万米ドル]の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100 万円[10 万米ドル]全額がファンドの購入金額となるものではありません。

※上記は計算例となります。実際の申込手数料金額（税込）は端数処理等により上記の計算式で求めた結果と必ずしも一致しない場合があります。

5. 当社の概要

・商号等	マネックス証券株式会社 金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 165 号
・本店所在地	〒107-6025　東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
・設立	1999 年 5 月
・資本金	13,195,101,821 円※
・主な事業	金融商品取引業
・加入協会	日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、 一般社団法人 金融先物取引業協会、 一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会、 一般社団法人 日本投資顧問業協会
・指定紛争解決機関	特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター
・連絡先	ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。 お客様ダイヤル　0120-846-365（通話料無料） 03-6737-1666（携帯電話・一部 IP 電話） ログイン ID と電話認証番号をご用意ください。 当社ウェブサイト　ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォームからお問合せいただけます。

※当社の資本金の額は変動する場合があります。最新の内容については、当社ウェブサイト（https://info.monex.co.jp/company/summary.html）でご確認ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。
窓　　口 ： お客様ダイヤル
電話番号 ： 固定電話　0120-846-365（無料）
　　： 携帯電話・一部 IP 電話　03-6737-1666（有料）
受付時間 ： 8 時 00 分～17 時 00 分（平日）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。
金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住　　所 ： 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号　第二証券会館
電話番号 ： 0120-64-5005
　　FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。
受付時間 ： 月曜日～金曜日　９時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

以　上

（2025 年８月）

KTM_TOUSHIN_3.0

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです。
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1 年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が 3.3%（税込）の場合

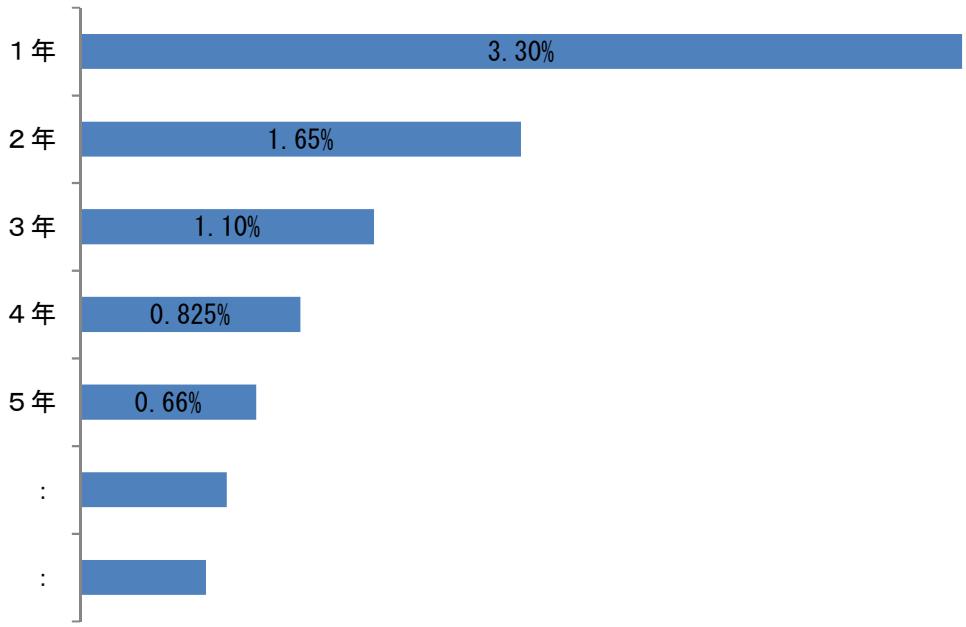

※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、１年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

（2021 年 8 月）

りそなアセットマネジメント
RESONA

2025 年 11 月 28 日

受益者のみなさまへ

りそなアセットマネジメント株式会社

「グローバル中小型株式ファンド」の
投資信託契約の解約（繰上償還）のお知らせ

拝啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社が運用しております「グローバル中小型株式ファンド」（以下、「当ファンド」と言います。）につきまして、主要投資対象とするマザーファンドの純資産総額が低位な状況となっております。かかる状況を踏まえ、今後純資産総額のさらなる減少により、運用効率および運用品質の維持が困難となる可能性が高いと判断いたしました。つきましては、誠に遺憾ではございますが、信託約款に基づき、以下の通り投資信託契約の解約（繰上償還）を行う予定であることをお知らせいたします。

当ファンドをご購入いただいております受益者のみなさまには、多大なるご迷惑をおかけすることとなり、心よりお詫び申し上げます。

何卒、本件の趣旨をご理解いただきますとともに、引き続き弊社ファンドへのご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 繰上償還を行う理由

当ファンドは、2020 年 10 月 6 日に設定し、信託財産の積極的な成長を目指して運用してまいりました。しかしながら、主要投資対象とするマザーファンドの純資産総額は低位な状況が続いており、新規の資金流入も極めて限定的な状況となっております。かかる状況を踏まえ、今後純資産総額がさらに減少した場合には、運用効率および運用品質の維持が困難となる可能性が高いと判断いたしました。受益者のみなさまの利益保護の観点から、繰上償還を行うことが適切であると判断し、今回の決定に至りました。

2. 繰上償還予定日

2026 年 6 月 17 日（水）

3. 受益者の皆様への償還金の支払いについて

繰上償還日における基準価額に基づき、保有口数に応じた償還金をお支払いいたします。償還金は、受益者のみなさまがご利用の販売会社を通じてお受け取りいただけます。

なお、現時点において通常の売却は可能でございますが、繰上償還の一定程度前には償還金のみでのお支払いとなる可能性がございます。償還金のみでのお支払いとなる場合につきましては、改めてご案内いたします。

4. 書面決議の省略について

当ファンドの信託財産の純資産総額は設定来 10 億円を大きく下回る状況が続いております。このため、投資信託約款第 48 条の 2 第 1 項に基づき、書面決議を省略させていただきます。受益者のみなさまにおかれましては、特段のお手続きは不要でございます。

5. 代替投資先として適当と思われる当社ファンドについて

■ファンド名：グローバル株式厳選ファンド（愛称：セカイノヒカリ）

■代替投資先として適当と思われる理由

同ファンドは、経営戦略とその実行力に主眼を置いた調査・分析を行い、グローバルなビジネス市場において持続的な競争優位性を持つと期待される銘柄を厳選して投資を行うファンドです。投資対象としているマザーファンドの純資産総額は、運用品質を維持する上で十分な規模を有しており、今後の運用について特段の懸念はございません。

※グローバル株式厳選ファンド（愛称：セカイノヒカリ）については下記 URL をご参照ください。

https://www.resona-am.co.jp/fund/120044/

以上

本件に関するお問い合わせ
りそなアセットマネジメント株式会社
電話番号　0120-223351（平日 9:00～17:00）

RESONA

使用開始日 2025.11.28.

投資信託説明書（交付目論見書）

グローバル中小型株式ファンド

追加型投信／内外／株式

●本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

●ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、右記の委託会社のホームページで閲覧またはダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に添付されています。

●ファンドの販売会社、基準価額等については、右記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社［ファンドの運用の指図を行います。］
りそなアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者登録番号　関東財務局長（金商）第2858号
設立年月日　2015年8月3日
資本金　10億円（2025年6月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額　2兆2,058億円
（2025年6月末現在）

照　会　先：りそなアセットマネジメント株式会社
お問い合わせ：0120-223351
（営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ：https://www.resona-am.co.jp/

受託会社［ファンドの財産の保管および管理を行います。］
株式会社りそな銀行

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

この目論見書により行う「グローバル中小型株式ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年9月17日に関東財務局長に提出しており、2025年9月18日にその届出の効力が生じております。

ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。その際、投資者は自ら請求したことを記録しておいてください。

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
追加型投信	内外	株式

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 （投資信託証券 （株式 中小型株））	年1回	グローバル （日本を含む）	ファミリーファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の積極的な成長を図ることを目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 RMグローバル中小型株式マザーファンドを通じて、日本を含む先進国および新興国の中小型株式*1への投資を行います。

- 運用にあたっては、MSCI オール・カントリー・ワールド 中型株インデックス(配当込み、円換算ベース)を参考指数*2とします。

*1 金融商品取引所に上場または店頭登録されている株式(上場予定、店頭登録予定を含みます。)の他、DR(預託証券)または株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。
*2 当ファンドの投資対象市場全般の動向を示す指標として参照するものです。参考指数を構成する銘柄に投資対象を制限することを目的とするものではありません。

※ MSCI オール・カントリー・ワールド 中型株インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCI オール・カントリー・ワールド 中型株インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに、委託会社が円換算して計算したものです。MSCI オール・カントリー・ワールド 中型株インデックス(配当込み、米ドルベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を含む世界の株式のうち中型株を対象として算出した指数で、配当を考慮したものであり、指数に関する著作権、知的財産権その他の権利はMSCI Inc.に帰属します。

2 社会の構造変化に伴い生じる「社会的な課題」の解決等にビジネスの観点から取り組み、持続的かつ安定的に成長することが期待できる銘柄を厳選して投資を行います。

- 当ファンドはSDGsを投資銘柄選定の主要な要素としています。SDGsを主要な要素として選定した投資銘柄の組入比率は合計100%とすることを目標としています。

※ 2025年6月30日現在、SDGsを主要な要素として選定した投資銘柄の組入比率は、以下の通りです。

	組入比率
SDGsを主要な要素として選定した投資銘柄	97.8%

・上記組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。
・株式のうち、SDGsを主要な要素として選定した投資銘柄の比率は100%です。

- SDGsを考慮して投資アイディアと投資銘柄を選定することで、SDGsの達成をはじめとした社会的な課題の解決に貢献する日本を含む先進国および新興国の中小型銘柄によってポートフォリオを構築します。

SDGsとは

「SDGs」とは、"Sustainable Development Goals"(持続可能な開発目標)の略で、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指し、2015年9月に国連が採択し、2030年を期限として世界が共通して取り組む目標です。世界が直面する社会・経済・環境の3側面からなる課題解決を17のゴールとし、169のターゲットから構成されています。

3 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

ファンドの目的・特色

運用プロセスのイメージ

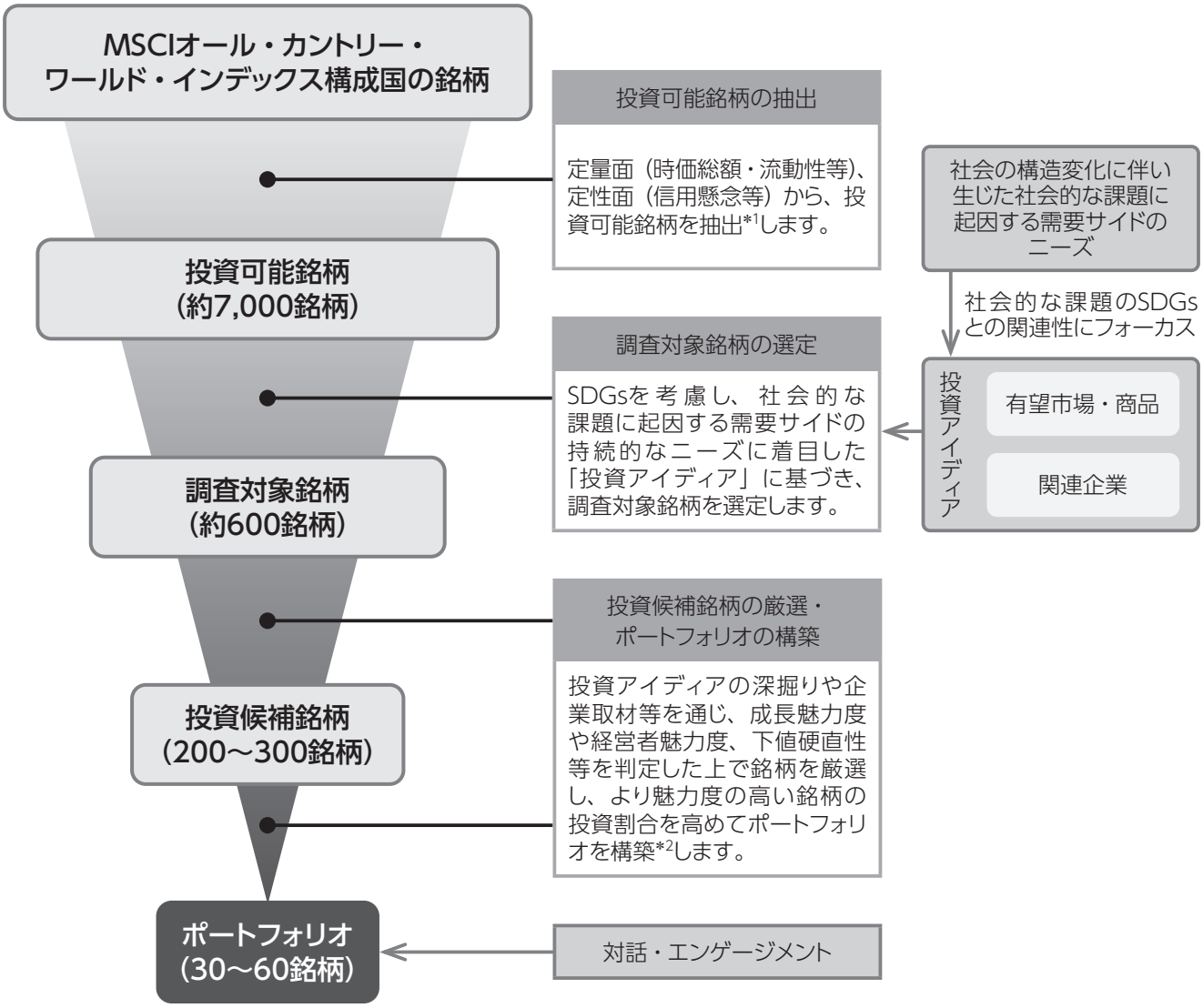

*1　原則として、銘柄抽出時において、MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス*3の時価総額上位30%の銘柄を除きます。
*2　MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックスの時価総額上位30%に含まれる銘柄であっても、成長性が高いと判断される銘柄はファンドで保有する場合があります。
*3　MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、日本を含む先進国および新興国の株式を対象として算出した指数です。
なお、指数に関する著作権、知的財産権その他の権利はMSCI Inc.に帰属します。

※上記の運用プロセスおよびイメージ図は、今後変更になる場合があります。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

運用プロセスの補足

≪調査対象銘柄の選定≫

● 当ファンドの着目点と投資アイディアについて

・当ファンドでは、需要サイドのニーズと、社会の構造変化やそこから生じる「社会的な課題」に着目しています。これは、需要サイドのニーズのうち社会の構造変化に伴い生じた社会的な課題に起因するニーズは長く持続するため、関連する市場や商品は大きな成長を遂げると考えているためです。
・したがって当ファンドでは、社会的な課題に起因するニーズを発見し、これをもととした投資アイディア（有望市場・商品や関連企業）を参考に調査対象とする銘柄を選定します。
・また、投資アイディアとなる有望市場・商品や関連企業を選定する際には、社会的な課題とSDGsとの関連性にフォーカスします。

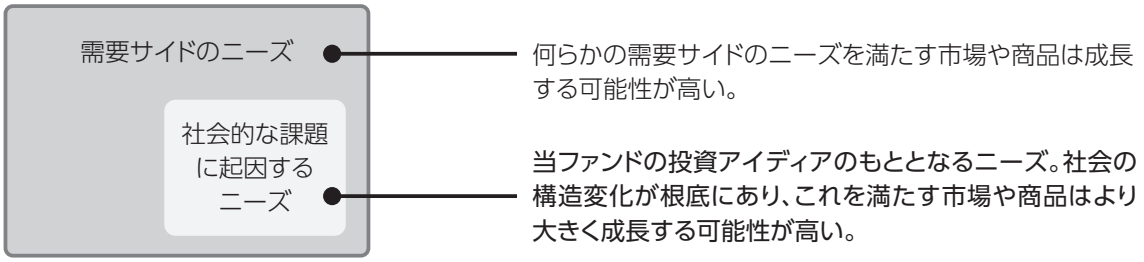

≪投資候補銘柄の厳選・ポートフォリオの構築≫

● 投資アイディアの深掘りと成長魅力度の判定

・より強く持続的な需要サイドのニーズを満たすと考えられる市場・商品は、より成長の確度が高く、その成長幅も大きいものと考えられます。
・投資候補銘柄の厳選・ポートフォリオ構築時には、需要サイドのニーズやそれに紐づく社会的な課題をさらに分析（投資アイディアを深掘り）し、より成長魅力度の高い有望市場・商品を特定します。
・成長魅力度の高い有望市場・商品の関連企業は、より高い割合で投資を行います。

※上記の運用プロセスは、今後変更になる場合があります。

ファンドの目的・特色

● 経営者魅力度の判定

・中小型に分類される株式の企業は、大企業と比較した場合に相対的に経営者のインテンション（意図）や資質が企業の経営やガバナンスに反映されやすく、ときには株価の急落にもつながるという特性があります。
・経営者に着目し、ガバナンスの観点から経営者自身の利他性や事業・社会的な課題解決への情熱を含めた総合的な信頼性を企業取材を通じて評価することで、その企業の需要サイドのニーズに応える力を見抜き、企業の成長性やその持続性を判断します。
・特に魅力度が高いと判断した企業は、より高い割合で投資を行います。

〈経営者魅力度の主要な評価ポイント〉

従業員との信頼関係　**経営ロジック（頭脳）**　**利他性**

自身や自社が持つ強み弱みの適切な認識　**情熱（困難に負けない一貫した意思）**

≪対話・エンゲージメント≫

・当ファンドでは、対話・エンゲージメントを、企業とのコミュニケーションを通じ、相互理解を促進する活動、および相互理解を踏まえて解決すべき課題について議論を行い、結果を出していく活動と位置づけ、これを重視しています。
・中小型に分類される株式の企業では、経営者のカリスマ性によって組織が保たれている場合や、企業理念や成長ドライバー（原動力）に関する情報発信に拡充の余地がある場合など、企業価値向上に向けた取組みが不十分な企業も多く見られます。
・当ファンドの投資先企業は、優れた経営者が存在し、ガバナンス面を含めた評価ができる（経営者魅力度が高い）ものの、対話・エンゲージメントによってさらに市場評価を向上させうると考えています。

※上記の運用プロセスは、今後変更になる場合があります。

ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

当ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。

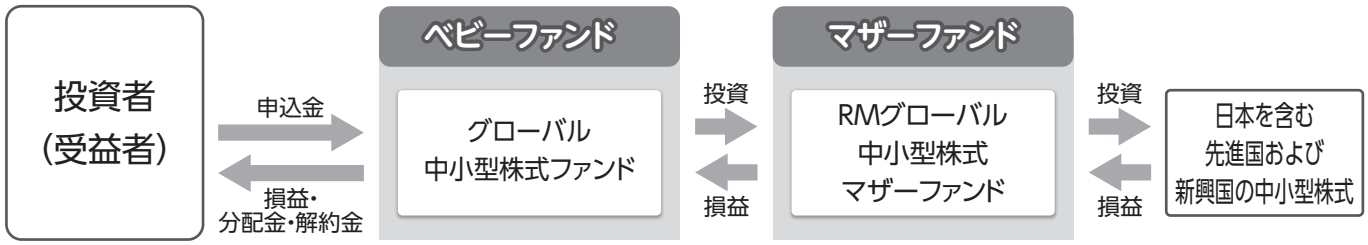

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

分配方針

原則、毎年6月17日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。

② 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

③ 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。

★将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。
したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。
当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いします。

市場リスク	株価変動リスク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。
	為替変動リスク	為替相場は、各国の経済状況、金利動向、政治情勢等のさまざまな要因により変動します。当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。
信用リスク		実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。
流動性リスク		時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。
カントリーリスク		投資対象国・地域（特に新興国）において、政治や経済、社会情勢等の変化または金融取引等に関する規制の新設や変更により、実質的に組み入れている有価証券等の価格が大きく変動することがあります。そのため基準価額が予想以上に下落することや、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

なお、当ファンドは30～60銘柄程度でポートフォリオを構築することを想定しており、保有する1銘柄あたりの株価変動がファンドの基準価額に大きく影響する場合があります。また、中小型株式に投資する場合は大型株式に投資する場合と比較して流動性リスクおよび信用リスクが大きくなる場合があり、当ファンドの基準価額は株式市場全般の動きから大きく乖離することがあります。
加えて、当ファンドはSDGsを考慮して投資アイディアと投資銘柄を選定するため、中小型株式に投資を行う一般的な株式ファンドと比較し、投資可能な銘柄群は少なくなる可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

投資リスク

その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響をおよぼすことがあります。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

リスク管理体制

運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス評価を実施するとともに、流動性リスクを含む運用リスクの状況、法令・主な投資制限等の遵守状況および運用事務状況をモニタリングし、定期的に運用評価委員会に報告します。

※上記体制は2025年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

〔参考情報〕

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2020年7月末～2025年6月末

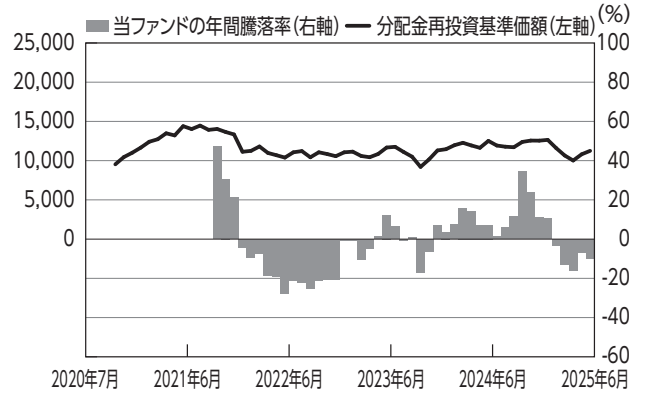

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
＊年間騰落率は、2021年10月から2025年6月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

2020年7月末～2025年6月末

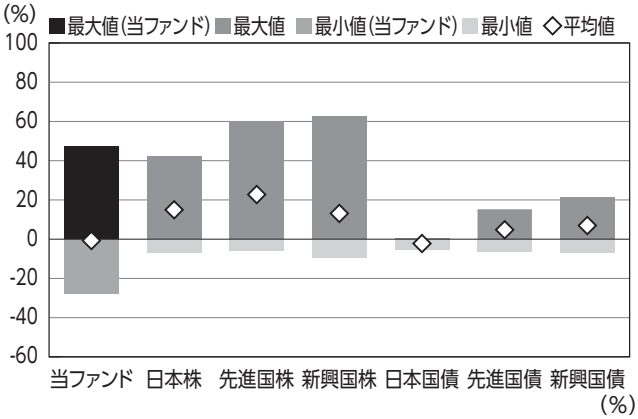

(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	47.3	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	△27.8	△7.1	△5.8	△9.7	△5.5	△6.1	△7.0
平均値	△0.6	15.0	22.7	13.2	△2.1	4.9	7.1

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年7月から2025年6月の5年間(当ファンドは2021年10月から2025年6月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日 本 株・・・東証株価指数(TOPIX、配当込み)
先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債・・・NOMURA-BPI国債
先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債・・・JPモルガンGBI―EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX、配当込み)
東証株価指数(TOPIX、配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI―EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)
JPモルガンGBI―EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガンGBI―EMグローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

2025年6月30日現在

基準価額・純資産の推移

基準価額	11,251円	純資産総額	10.5百万円

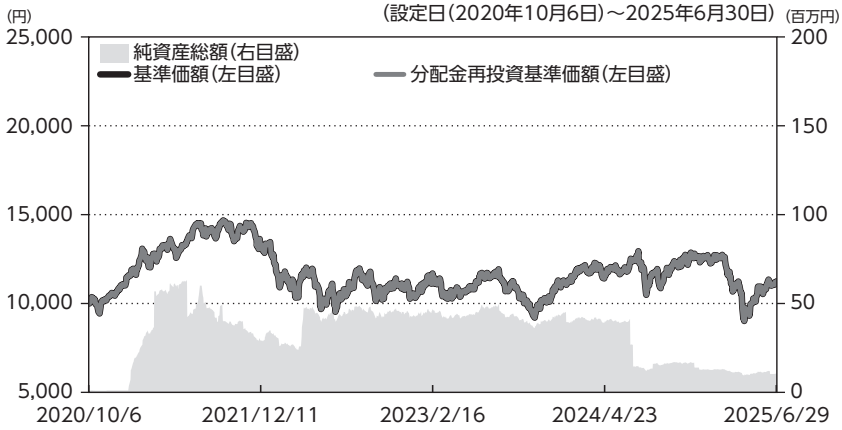

※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2021年6月17日	0円
2022年6月17日	0円
2023年6月19日	0円
2024年6月17日	0円
2025年6月17日	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

■ポートフォリオの状況

資産	組入比率
国内株式	8.6%
外国株式	89.2%
現金等	2.2%
合計	100.0%

■組入上位5ヵ国・地域

	国・地域	組入比率
1	アメリカ	64.3%
2	日本	8.6%
3	ドイツ	5.6%
4	イギリス	3.3%
5	デンマーク	2.9%

■組入上位銘柄

	銘柄名	国・地域	業種	組入比率
1	INSULET CORP	アメリカ	ヘルスケア	4.8%
2	CLOUDFLARE INC - CLASS A	アメリカ	情報技術	4.0%
3	ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	アメリカ	一般消費財・サービス	3.4%
4	MASTEC INC	アメリカ	資本財・サービス	3.1%
5	TOKYO　BASE	日本	一般消費財・サービス	3.0%
6	DATADOG INC - CLASS A	アメリカ	情報技術	3.0%
7	MP MATERIALS CORP	アメリカ	素材	3.0%
8	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	デンマーク	素材	2.9%
9	PROCEPT BIOROBOTICS CORP	アメリカ	ヘルスケア	2.8%
10	ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	アメリカ	ヘルスケア	2.8%

※組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。
※国・地域は発行国もしくは投資国を表示しています。
※業種は世界産業分類基準(GICS)の分類を基準としています。

年間収益率の推移(暦年ベース)

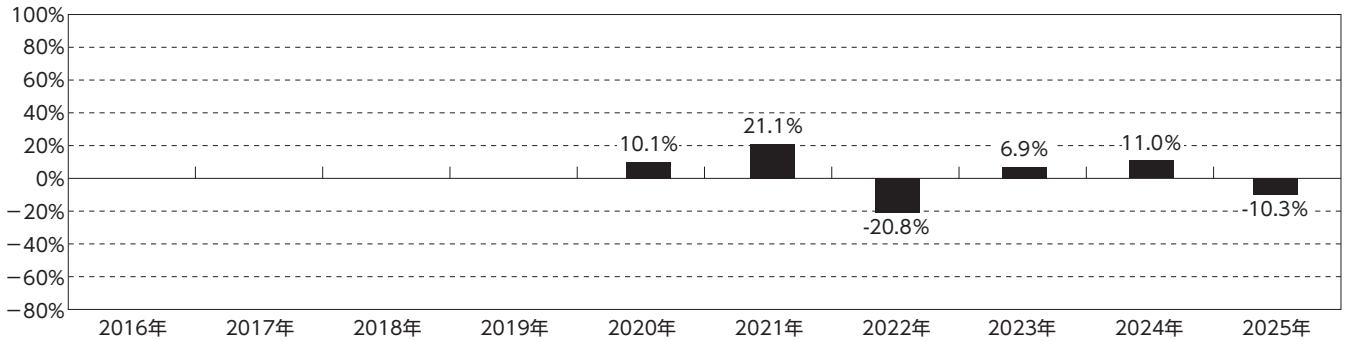

・ファンドにベンチマークはありません。
・2020年10月6日が設定日のため、2019年以前の実績はありません。2020年は10月6日から12月末までの騰落率です。2025年は6月末までの騰落率です。
・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にご確認ください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にご確認ください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、購入・換金のお申込みについては、各営業日の午後3時30分までに受け付けた分(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を当日のお申込み分として取扱います。 販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	2025年9月18日から2026年3月17日まで
購入・換金申込受付不可日	以下の日は、購入・換金のお申込みを受付けません。 ニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行、ロンドン証券取引所、香港の銀行および香港証券取引所の休業日
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消	金融商品取引所等における取引停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入・換金のお申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みを取消すことがあります。
信託期間	無期限(2020年10月6日 自己設定) ※当ファンドは繰上償還により2026年6月17日をもって信託期間を終了する予定です。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意の上、繰上償還することができます。 ● 信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき。 ● 繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき。 ● やむを得ない事情が発生したとき。 上記にかかわらず、信託財産の純資産総額が10億円を下回る状態が1年間継続する場合には、委託会社は受託会社と合意の上、繰上償還することができます。
決算日	年1回決算 6月17日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	原則として年1回の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。 ※ファンドには、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があります。販売会社によりどちらか一方のコースのみの取扱いの場合があるため、詳しくは販売会社にご確認ください。
信託金の限度額	5,000億円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(https://www.resona-am.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	当ファンドは課税上、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除・益金不算入の適用はありません。税法が改正された場合などには、変更となることがあります。

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	購入価額に**3.3%(税抜3.0%)を上限**として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にご確認ください。	購入時手数料は、商品や関連する投資環境の説明・情報提供等、および購入に関する事務コストとしての対価です。
信託財産留保額	ありません。	

投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用(信託報酬)	ファンドの純資産総額に対して、**年率1.65%(税抜1.5%)**を乗じて得た額とします。 信託期間を通じて毎日費用として計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産から支払われます。 信託報酬=日々の純資産総額×信託報酬率		
運用管理費用の配分	支払先	配分(税抜)	主な役務
	委託会社	年率0.735%	ファンドの運用・調査、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
	販売会社	年率0.735%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年率0.030%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※運用管理費用の配分には、別途消費税等相当額がかかります。

その他の費用・手数料	• 監査法人に支払うファンドの監査費用は、計算期間を通じて日々計上され毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。 • 有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用は、証券会社等に都度支払われます。 • 外貨建資産の保管等に要する費用は、海外の保管機関に都度支払われます。 • 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用等は都度支払われます。 上記、その他の費用・手数料にかかる消費税等相当額も含みます。 これらその他の費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことはできません。

※上記の手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時　期	項　目	税　金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合
NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※法人の場合は上記とは異なります。
※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。
※上記は2025年6月末現在のものです。

手続・手数料等

〔参考情報〕ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	①	②
	運用管理費用の比率	その他費用の比率
1.84%	1.65%	0.19%

※対象期間は2024年6月18日～2025年6月17日です。
※対象期間中の運用・管理にかかった費用の額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口あたり)を乗じた数で除した値(年率)です。
※その他費用とは監査費用や有価証券の保管費用等です。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

<メ モ>

（本ページは目論見書の内容ではございません。）

<メ モ>

（本ページは目論見書の内容ではございません。）

<メ モ>

（本ページは目論見書の内容ではございません。）

りそなアセットマネジメント
RESONA